



Title	The Syrian Asylum Seekers in Japan: Coping with Non-Recognition
Author(s)	Almasri, Yahya
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/85427
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

Abstract of Thesis

Name (Yahya ALMASRI)

Title	The Syrian Asylum Seekers in Japan: Coping with Non-Recognition (日本におけるシリア人亡命希望者：非認定に向き合って)
<p>Millions of Syrians left their country after the war broke out in 2011. While most of them sought refuge in neighboring countries, many further headed for European countries. Hundreds of Syrians arrived in Japan, a faraway country that they had never thought of as a destination before the war. Using the existing literature and interviews with Syrians, Japanese refugee experts, and NGO staff, this dissertation explains the treatment of Syrian asylum seekers in Japan. Devastation, massacres, economic hardship, and compulsory military service for males were among the reasons they decided to leave the country. Thus, Syrian refugees looked for places where they could live in safety and establish a more permanent base for their lives. They looked to Japan as a possible destination. However, Japan's asylum policy is stringent, and the refugee recognition rate is notoriously low. Although the recognition rate for Syrians is considered high by Japanese standards, it is still the lowest among the G7 countries. Facing this situation, many Syrians choose "informal asylum." They do not apply for refugee status but decide to stay and work in Japan with a temporary visa. They live in uncertainty and can neither reunite with their families nor relocate to another country. Furthermore, they are exploited at workplaces, live in remote areas, and can not integrate into Japanese society. "Informal asylum" is now widely observed in Europe and the United States. However, the phenomenon in Japan has never been studied before. The dissertation fills this gap by presenting the case of Syrians. The dissertation also examines the situation of Syrian scholarship recipients vis-a-vis informal asylum and concludes that the Japanese authorities granted them unlimited visa extensions, treating them similarly to informal asylum seekers although they possessed student visas.</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (Yahya Almasri)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主査 教授	松野 明久
	副査 教授	Virgil Hawkins
	副査 教授	蓮生 郁代

論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、Informal Asylumという概念を用い、内戦後来日したシリア人たちの中に難民申請はしないが潜在的な亡命希望者が多くいるということ、しかもそれが入国管理行政の方針によって生み出されているという状況を独自の調査によって明らかにし、彼らのおかれた不安定な法的地位がもたらす諸問題を論じるものである。Informal Asylumは欧米においてすでに現象化しており、難民定住化政策強化の議論を生みだしているが、本論文は日本における難民定住化政策の議論に基礎的材料を提供するという意義を有する。内戦（2011年）後に増えた在留シリア人の数は800人近いが、81人が難民申請し、15人が認められている。残りのかなりな部分が申請を諦め、あるいは諦めることを行政から説得され、不安定な短期滞在ビザ（特定活動ビザ）でなんとか生計を維持している。当局は来日したシリア人を強制退去させることはないが、難民として認めることには消極的である。こうした難民認定はしないが帰還もさせないという方針はシリア人以外にも適用されている。ただ、実態はあまり把握されておらず、本研究はそれに先鞭をつけたものと言える。

本論文はIntroductionとConclusionの他に4章で構成される。

Introductionは背景、リサーチクエスチョン、方法、Informal Asylum概念、論文の構成について述べている。リサーチクエスチョンは、日本の入管行政におけるシリア人亡命希望者の特別な扱い（シリア特例）とシリア人の対応はどうなっているか、なぜほとんどのシリア人はInformal Asylumを選択するのか、日本政府が支援するシリア人奨学生もInformal Asylum Seekersと言えるかの3点である。方法については文献、資料、インタビューをもとにした定性的アプローチをとっている。

第1章は、日本の難民受入れに関する先行研究をレビューし、シリア人が日本を避難先として選ぶ理由、そして選ぶことができている背景となっているシリア・日本関係を説明している。

第2章は、シリア人が難民となって祖国を出る理由や背景を説明している。シリア人難民は、一時的避難ではなく定住を求める難民であり、それは祖国の絶望的な状況から理解できる。こうした亡命希望者にとって一時の人道的難民支援では不十分である。したがって、移民に対する社会統合政策をもつ欧州への亡命希望者が多く、そういう観点から日本が一つの候補地として浮上したと論じている。

第3章は、日本に到着したシリア人が直面する消極的な日本の難民受入れ政策の問題点を、研究者、難民支援NGO、弁護士などのインタビューを交えて論じている。

第4章は、特定活動ビザによって入国管理行政における「シリア特例」「シリア・ケース」と呼ばれるシリア人のある種特別な扱いの存在について述べ、それをInformal Asylumの一形態であるとして、どのような実態であるのかを調査結果から明らかにしている。また、日本政府が特別に受け入れた難民留学生も学業修了後、Informal Asylum状態に陥っていると論じている。

Conclusionは全体を整理し、難民を定住者として受け入れる政策への転換が求められていると主張する。

本論文は、世界的な難民増大のトレンドに加え、ミャンマー、アフガニスタンのようにシリアと類似した状況から大量の難民が発生しかねない現代において、日本での難民受入の制度論の発展に寄与する基礎研究である点が高く評価される。現象の全体像を得るために記述の射程や事例の分量に課題が残っているが、調査から浮き上がった実態は十分に明らかであり、主張は説得力をもっている。そのため、審査委員会は一致してこの論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。